

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

農林水産業サプライチェーン最適化推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

大分県並びに大分市、中津市、佐伯市、国東市、玖珠町

### 3 地域再生計画の区域

大分県の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

・本県の農林水産業産出額は近年減少傾向にあり、直近3か年の推移としてはH28年1,937億円、H29年1,870億円、H30年1,877億円で、特に農業産出額についてはH28年1,339億円、H29年1,273億円、H30年1,259億円と減少が続き、H29、H30年には九州において最下位となっている。その要因としては、国内はもとより国外の販路拡大が進んでおらず、食生活・ライフスタイルの変化による消費者ニーズの多様化やTPP11協定等の発効などによるグローバル化の加速といった情勢の変化に対して、柔軟に対応できていないことがあげられる。

・その他、農林水産業は担い手の確保から販売までの各フェーズで以下のボトルネックを抱えており、出口を見据えた上でサプライチェーンの最適化が求められている。

#### <担い手確保・育成>

・大分県では販売金額が1,000万円以上の農業経営体の割合は5.2%と九州各県平均の12.5%と比べて半分以下となっており、九州で最も低く、その要因としては、新規参入者へのもうかるロールモデルが提示できていないことがあげられる。

・農林業センサス 2020 によると、大分県は基幹的農業従事者の平均年齢が 70 歳と、九州各県と比較して最も高く、今後の農業産出額維持・拡大の課題となっている。そこで経営継承を進め、若返りを行う必要があるが、経営継承の重要性の意識付けの不足、継承の手法や、法人化等を知らない農業者が多い。また、相談先を知らず継承に向けて行動できていないなどの課題がある。

・全国トップクラスの集落営農法人数（224 法人）を誇る一方で、集落営農組織や認定農業者等の担い手がいない農業集落が 4 割以上となっていることから、数（組織数）から質（経営力）へ、点（集落）から面（地域）への構造改革を進めていく必要がある。

#### <生産体制の確立>

・ハトムギに関しては新しい産地化が進み、県全体の作付面積は R1 年 26ha から R2 年 39ha に拡大した。しかし、雑草防除、適切な施肥管理、土づくりや乾燥調製方法など基本的な技術の確立ができていないことから単収及び品質が安定しておらず、中でも単収は 200kg/10a となれば主食用米以上の収入確保となるが、R1 年が 162kg/10a と下回っており、その向上が喫緊の課題となっている。

・大分県のブリ類養殖業の 9 割を占める家族経営体は、飼料費の高騰、生産物価格の低迷、企業との競合といった厳しい経営環境にさらされる中、年間を通じた供給量が天然種苗の供給に依存し、安定供給ができていないことから、店頭における商品棚の確保及び維持が難しくなっており、また流通企業との連携で販売先を確保することと引き換えに、価格決定の自立性を失いかけている。

#### <流通・販路拡大>

・若い世代は食への関心が低く、特に野菜摂取量が他の世代に比べ少ないなどの課題がある（成人 1 日あたりの野菜摂取量が男性 279.6 g、女性 293.2 g に対し、20 代男性 275.1 g、20 代女性 257.9 g）。家庭で過ごす時間が増える中で、家庭での食育を通じて若い世代へ地産地消の推進や食を大切にする心を育む必要がある。

・県内スーパー等量販店では県外産の農産物供給量が大半を占めており、本県

の食料自給率は47%（カロリーベース）と九州他県に比べ低い。また、学校給食では野菜と果実の県産使用率が50～60%と低く、これらの要因は多品目の野菜や果実の生産体制づくりと販売対策ができていないためである。

- ・食の安全への関心の高まりにより、有機野菜への関心は高まっているが県内マーケットだけでは使用量も限られるなど、生産量を売り切ることが難しい。また、生産や物流においても有機野菜以外と比べ管理コストがかかっている。結果、農家の経営は厳しいものとなっている。

- ・消費者のニーズを農家が把握することが難しく、結果としてマーケットインの商品作りができていないことがある。

- ・これまで乾しいたけの消費拡大の取組を県内中心に行ってきたが、総務省家計調査の結果では一家庭当たりの消費量が10年間で4割減少しており、食生活の変化に伴う乾しいたけ商品や調理方法等の認知の低下がその要因となっている。

- ・県内加工食品については、これまでもバイヤー招へい商談会や現地フェア、ジェトロなど関係機関との連携により輸出機会の創出を図ってきたが、未輸出企業への聞きとりによると、そもそも自社商品に売れる可能性があるかわからない中、リスクのある海外展開に踏み出せない、商談会やジェトロの利用も心理的ハードルが高いと感じていることがわかった。輸出実績のある加工食品事業者は45者程度で県全体の15%に過ぎない状況であり、輸出額を拡大していくためには、これまで本格的な取組に踏み出せていない多くの事業者に対する支援を重点化し、輸出事業者数自体を増加させていく必要がある。

- ・これまで、中国上海に設置している海外事務所やジェトロ海外事務所等を通じて、東アジアやASEANにおいて海外誘客、農林水産物・加工品等が一体となったプロモーションを実施し、県産品の販路拡大や海外ネットワークの構築等の成果をあげてきた。しかし、県内企業の海外展開は他県と比べて遅れており（企業数に対する海外子会社・関連会社数の割合（H30年度）九州平均23.3%、大分県9.1%）、また、コロナ禍により国際的な人の往来が制限される中、ウィズコロナに対応した事業展開が求められる。

- ・輸出相手国、輸出量の増加にあわせて、輸出関連業務も増加している（輸出量：R1年度24トン、R2年度：88トン（見込））。安全な食肉の輸出を維持

するためには効率的な検査体制を構築する必要がある。また、輸出施設の認定を取得・維持するためには、HACCPに基づく外部検証の実施や、輸出相手国からの要請であるG L P管理体制を徹底し、と畜場の衛生水準を向上させる必要がある。

- ・和牛の輸出量は大分県が14トンで、全国4,339トンのうち0.3%のシェア率しかなく、成長する世界市場を掴めていない。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

- ・本県では、農林水産業の構造改革を進め、これまで、県オリジナルいちご「ベリーツ」や「おおいた和牛」、「うまみだけ」、「かぼすブリ」などのブランド産品を生み出してきた。また、就農学校などの研修制度の拡充等により、新規就業者や参入企業が増加・拡大し、本県農林水産業を担う経営体の確保・育成を進めてきた。

- ・地域で働く場として重要な産業の1つである農林水産業を成長産業とするために、経営力のある担い手の確保・育成から生産体制の確立、マーケットインの商品づくり、商品の出口として最も重要な国内外の流通対策までを全体とし、入り口から出口まで一気通貫の構造改革を行う。

##### <担い手確保・育成>

- ・農業の担い手確保・育成に向けて、意欲ある若手生産者への支援の強化や次世代のリーダーの育成に取り組むとともに、平均年齢が70歳を超える大分県農業において、将来に生き残る経営体を育成するため、経営継承を進め、未来ある大分県農業を創出する。

- ・地域農業経営サポート組織の育成や広域連携法人を設立することで、担い手の広域連携を進め、営農継続と園芸品目への取組拡大による経営発展を目指す。また、新規就農者等の就農の受け皿となることで、担い手不在集落をカバーし、地域の営農を支える。

##### <生産体制の確立>

- ・水田の畑地化による高収益な園芸品目等への生産転換を進めるため、特に中

山間地域の水田における畑地化品目の一つである「ハトムギ」について、技術の定着を図る支援策を実施し、高位安定生産による生産者の所得向上を目指す。

- ・出荷端境期に高品質な養殖ブリを生産することで、連携する流通企業が扱う県産養殖ブリの量販店等におけるシェア拡大及び連携強化を図る。また、今後策定する大分県版「ブリ類養殖業成長戦略」に基づき、家族経営体における経営の自立性・健全性を高める。

#### <流通・販路拡大>

- ・食育活動により県民が県産食材を意識して選ぶようになることで、地産地消が推進され、県産食材の消費拡大につながる。

- ・野菜や果実の生産拡大を進め、直売所だけでなくスーパー等量販店のインショップ等へ安定供給することにより、県産食材の消費拡大を図る。また学校給食の需要にあった県産食材の安定生産・安定供給する体制づくりを行い、農業者の所得向上につなげる。

- ・大分県産有機野菜の特徴や生産者の魅力を県内及び大都市圏でPRし、安定的な出荷先を確保する。また、新規就農者が有機農業にスムーズに取り組めるよう、先進農家と協力して生産・販売の支援を行うことで、県域的に有機農業に取り組む体制を確立する。

- ・農家はマーケットニーズを捉えた生産を行い、需給バランスを最適化することで生産性が向上する。

- ・乾しいたけの新ブランドである「うまみだけ」の県外に向けたPRや新しい食べ方の普及により需要拡大を目指す。

- ・現在の輸出主力は酒類であり、その他のカテゴリーの輸出が低迷していることが伸び悩みの背景にあることから、これまで輸出をしたことがない事業者を主な対象としたファーストステップ支援を重点化することで、輸出事業者数の底上げを図るとともに、事例を横展開することで企業相互のノウハウ共有やネットワーク連携などを促進し、ジェトロなど関係機関と連携した自走力強化を図る。

- ・これまで東アジアで築いたネットワークを継続活用していくとともに、新た

な販路開拓に向け、アジアの中でも成長が著しく、留学生OB等のネットワークも築かれつつあるASEAN諸国での取組も推進し、県内企業などの海外展開を推進する。

・と畜場に対しHACCPに基づく外部検証を実施することで、安全・安心な食肉の流通に寄与する。また、輸出相手国からの要請に対応するとともに、検査精度を高いレベルで維持することで、海外向けの販路維持・拡大に寄与する。

#### 【数値目標】

| KPI              | 事業開始前<br>(現時点) | 2021年度増加分<br>1年目 | 2022年度増加分<br>2年目 |
|------------------|----------------|------------------|------------------|
| 農林水産物産出額(億円)     | 1,877          | 140              | 53               |
| 経営継承の推進件数(件)     | 0              | 200              | 200              |
| 集落営農組織カバー集落数(集落) | 1,357          | 20               | 20               |

| 2023年度増加分<br>3年目 | KPI増加分<br>の累計 |
|------------------|---------------|
| 59               | 252           |
| 200              | 600           |
| 30               | 70            |

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金(内閣府)：【A3007】

#### ① 事業主体

2に同じ。

#### ② 事業の名称

## 農林水産業サプライチェーン最適化推進事業

### ③ 事業の内容

・サプライチェーンを最適化するために、経営力のある担い手の確保・育成から生産体制の確立、マーケットインの商品づくり、国内外の流通対策の事業をパッケージ化し、消費者までモノの流れが途切れないよう各事業を連携して実施する。

・特に、変化するマーケットに対応できる流通・販売体制の構築や消費者の多様なニーズに対応した商品づくりなど競争力のあるブランドの確立に取り組むとともに、自由貿易の拡大を好機と捉え、農林水産物の輸出拡大に向けた取組を戦略的に進める。

#### <担い手確保・育成>

##### ○提案プロジェクト支援

・地域農業を牽引するリーダー的農家のモデル取組を支援し、その取組を県内に波及させることで、大分県農業の革新を図る。

##### ○経営継承・発展支援

・農業分野の経営継承を進めるため、コーディネーターの設置によるプッシュ型の相談体制を構築するとともに、研修会開催・専門家派遣や啓発リーフレットの作成、アンケート調査の実施により、経営継承の意識を醸成する。

##### ○集落営農構造改革

・地域の実情を熟知した集落営農法人を中心に認定農業者や企業参入法人などから構成され、担い手不在集落を含むエリアをカバーし、担い手の効率的な営農や就農支援など総合的に地域農業をサポートする組織（地域農業経営サポート機構）を育成する。

・地域農業経営サポート機構の実働作業を担う連携員の人材確保を行うため、複数の集落営農法人等による広域連携法人を設立し、個々の集落営農法人では解決できない人材確保と経営多角化による経営発展を支援する。

#### <生産体制の確立>

#### ○ハトムギ新規産地確立

・技術確立を図るため、耕種的な雑草対策及び現地に適応した緩効性肥料を用いた実証圃を設置する。また、専門家を招聘した現地研修会を開催し基本技術の定着を図る。さらに、普及指導員が適切な乾燥調製方法を指導できるよう、水分計の設置を行う。

#### ○ブリ類養殖業生産体制強化

・ブリ類養殖業の健全な成長を図るため、本県経営実態に則した成長戦略を策定するほか、流通業者から要望の強い4～6月の出荷端境期（産卵期）における高品質な養殖ブリの生産を実現するため、早期人工種苗の導入及び出荷適正期間の調査を実施する。

#### <流通・販路拡大>

#### ○次世代へつなぐ食育

・家庭での食育を推進するため、郷土料理等が作れる県産食材セットを開発する。

#### ○直売所を拠点とした中山間地域農業

・直売所連携会議において優良事例視察や研修等を行い、多品目野菜・果実の生産拡大の体制づくりを支援するとともに、直売所の量販店インショップ等の拡充支援や新規品目の実証圃設置、販売促進活動の支援を行う。

#### ○有機農業商品付加価値向上

・商品の付加価値を最大化するため、価値を伝えるPR等を実施しマーケットを拡大する。また、各段階における生産性を向上させるための生産体制改善支援を行う。

#### ○マーケットインの商品作り支援

・消費者のニーズを把握している加工、流通、販売業者と農家が協働する商品開発を支援する。

#### ○うまみだけの需要拡大

・令和3年4月以降、新ブランド「うまみだけ」の出荷が本格化するため、全国大消費地でのプロモーション及び新しい食べ方の普及、品質確保のための調査、新商品製造機械の導入支援を実施する。



#### ○加工食品海外展開

・海外展開に関心を持つものの本格的な取組に踏み出せない事業者に対し、主に以下の事業により自社商品の客観視を支援（ファーストステップ支援）し、「自分たちの商品も可能性があるかもしれない」と実感してもらうことで、商談会やジェトロの利用など既存の支援メニューへと誘導し効果的な海外展開を促進する。

・越境E Cを活用した海外現地コンサルによる長期的な売込みと自社商品の評価フィードバック

・大分県貿易アドバイザーなど輸出商社と連携した商品提案マーケティング

・県内留学生と協働した試飲・試食会、OBとの商談会

#### ○海外戦略の推進

・コロナ禍の中でも海外戦略を前進させるため、これまで構築した海外ネットワークを活用するとともに、現地委託による大分フェア開催等のプロモーション活動を実施し、県産品・観光・製造業も含めた本県の魅力を一体的にPRする。また、留学生OB等と県内企業等のマッチングを推進することで、県産品の輸出促進等を推進する。

#### ○食肉輸出検査体制高度化

・食肉の安全性をより一層担保するため、と畜場に対しH A C C Pに基づく外部検証を実施するとともに、輸出認定の維持に向けて、相手国からの要求に基づき検査体制を強化する。また、輸出相手国や輸出件数の増加に対応し高いレベルの検査精度を維持するため、と畜検査システムの改修等により輸出関連業務の効率化を図る。

### ④ 事業が先導的であると認められる理由

#### 【自立性】

・ブりは3年間で国の技術移転を受け、季節による出荷量の変動がない養殖システムの構築を行う。

・和牛は輸出国別向けの認可態勢を3年間で整備完了するとともに、ブランド化、海外プロモーションの成果により販売先を確立し、民間ベースの販促活動へ移行する。

・輸出企業数を底上げするとともに、県内の優良事例を横展開、企業同士の連携強化等を行うことで、民間力でノウハウや情報を共有する動き、連携して販路拡大に取り組む動きを促進し、補助金等に頼らない自走化の方向へ誘導する。

#### 【官民協働】

・県産農林水産物の流通・販路拡大を効果的に実施するため、県内市町村や関係団体、生産者などが参画する「The・おおいた」ブランド流通対策本部を中心として事業を展開する。

・水田の畑地化品目であるハトムギの栽培技術を確立するため、技術実証圃の設置や栽培管理を生産者に委託し、県普及員とともに栽培方法や肥料等を検討・実践することで、収量・品質を向上させ、安定供給を実現する。

・養殖ブリの安定出荷体制を確立するため、県で人工種苗を導入し、稚魚を育成した後に、民間養殖場にて試験養殖を実施する。

#### 【地域間連携】

・県内市町村と連携した地域農業経営サポート機構の設立・運営支援や生産体制確立への取組

・他県と連携した海外への合同プロモーションの実施

#### 【政策間連携】

・魅力ある、もうかる農林水産業の確立に向け、担い手の確保・育成から生産体制の確立、国内外の流通対策をパッケージ化し、事業を連携して実施する。

・また、担い手確保として実施する経営継承によって移住・定住効果を発揮するとともに、流通・販路拡大として実施する海外展開のファーストステップ支援によって新たな雇用を創出する。

#### ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

#### ⑥ 評価の方法、時期及び体制

##### 【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPI達成状況を取りまとめ、2の計画作成主体毎

にそれぞれの総合戦略審議会等において効果検証を行う。

**【外部有識者の参画者】**

総合戦略審議会等を構成する産・官・学・金・労等の有識者

**【検証結果の公表の方法】**

2の計画作成主体毎に審議会等での審議やホームページ等により公表

**⑦ 交付対象事業に要する経費**

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 391,900千円

**⑧ 事業実施期間**

2021年4月1日から2024年3月31日まで

**⑨ その他必要な事項**

特になし。

**5-3 その他の事業**

**5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置**

該当なし。

**5-3-2 支援措置によらない独自の取組**

該当なし。

**6 計画期間**

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

**7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

**7-1 目標の達成状況に係る評価の手法**

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

**7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容**

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。